



第3期

柴田町

概要版

子ども子育て
支援事業計画

令和7年度～令和11年度



基本理念

みんなで育てよう きらりと光る しばたの子

令和7年3月
柴田町

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

柴田町(以下、「本町」という。)では、令和2年3月に「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念に子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況を検証し、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

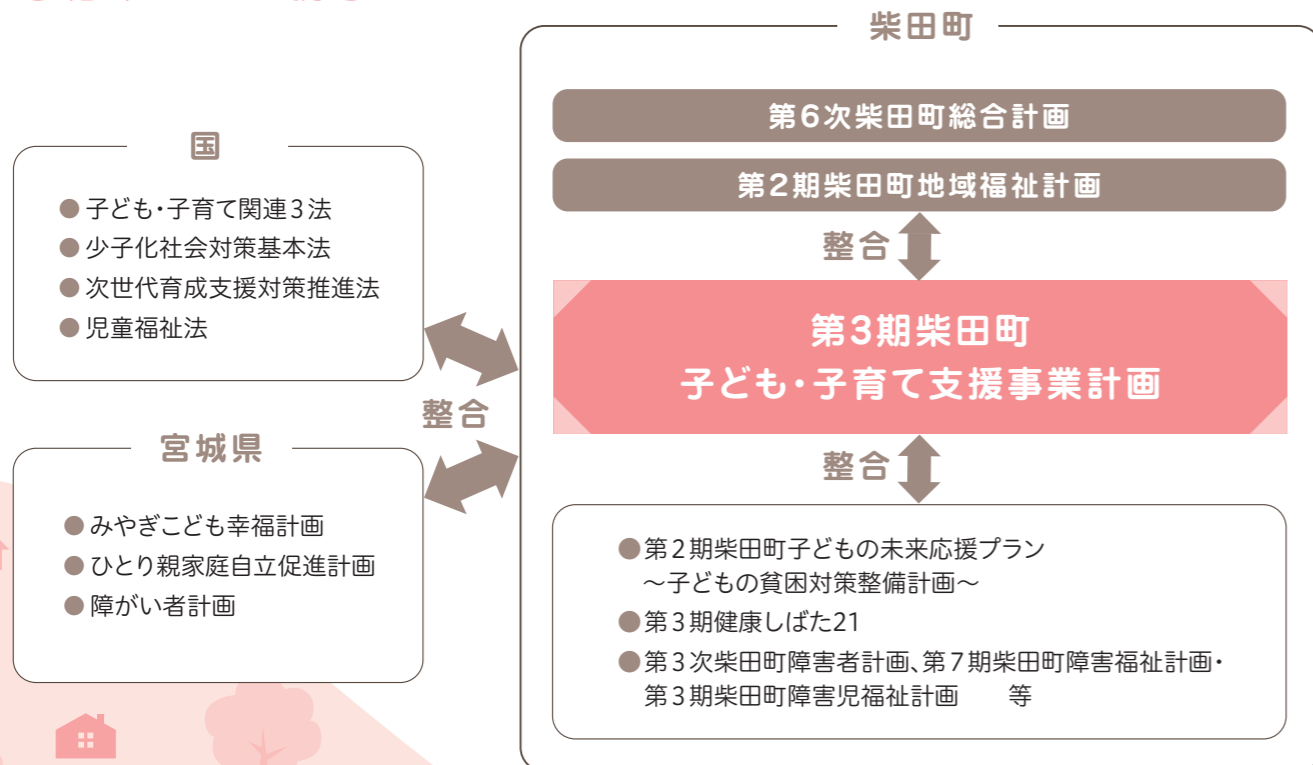
2 計画の位置づけと計画期間

柴田町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための市町村行動計画にも位置付け、一体的に策定しています。

計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第6次柴田町総合計画」を基本として、「第2期柴田町地域福祉計画」「第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」 「第3期健康しばた21」「第3次柴田町障害者計画、第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を1期として策定するものですが、必要に応じて中間年度(令和9年度)を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

3 他計画との連携



柴田町の子ども・子育てを取り巻く環境における 子ども・子育て支援に関する課題

1 こどもの活動の場の充実

国の「こどもまんなか社会」では、こどもの最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さないことを掲げていることから、今後も保護者の就労ニーズを踏まえ、児童生徒が安心して生活できる環境を整えていくことが必要です。

2 親子の健やかな成長を支える 情報提供や相談体制の充実

支援が必要な家庭が増加しているほか、子育てに関して不安や負担を抱えている家庭も多く、子育て支援アプリやホームページなどで必要な情報を発信し、早期に必要な支援へとつなげていくことが重要です。

3 仕事と子育ての両立を 支援する環境づくり

仕事と子育ての両立を支援していく上では、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め実践していく環境づくりを進めることが重要です。

4 地域全体でこどもや 子育て家庭を見守り・育てる 環境づくり

子どもたちが安全・安心に生活を送れるよう、地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源を活かし、地域の見守り活動や交流の場の充実を図りながら、地域全体における子育て支援を促進していくことが必要です。

計画の基本的な考え方

本町では、第2期計画において、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

この基本理念は、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野の関係者が連携し、社会の様々な構成員との協働により、行政が行うべき支援に力を尽くすという第1期計画からの決意を継承してきたものです。

また、国がめざすこどもの最善の利益を第一に考え、権利を保障し、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の考えに合致するものです。

本計画においても、この基本理念を大切な姿勢として継承し、これまで計画で行ってきた施策の一層の充実を図りながら、3つの視点に配慮した施策を展開していきます。

基本理念

みんなで育てよう きらりと光る しばたの子

- 基本施策1 親とこどもの 学び環境の充実
- 基本施策2 こどもや親の 心身の健康づくり
- 基本施策3 仕事と子育てを 両立できる環境の整備
- 基本施策4 地域全体での 子育て支援の推進
- 基本施策5 社会的な配慮が必要な 子ども・子育て家庭への支援

施策の展開

基本施策 1 親とこどもの 学び環境の充実

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、地域・学校・行政等が一体となって、こどもの居場所づくりを推進します。

本町では、こどもの居場所の一つとなる「図書館」について、「柴田町新図書館基本構想」に基づき、図書館の基本的なサービスの充実や幅広い世代が利用しやすく、心安らぐ居心地の良い場、自由に人が集まり、交流し、新たな賑わいを創出する場として整備します。また、全てのこどもが障がいの有無や国籍に関わらず、ともに学び、こどもの個性や強みを発揮できるよう、インクルーシブ教育を推進します。さらに、こどもだけでなく保護者を対象にこどもの発達段階に応じて親に求められることを学ぶ環境を提供します。

施策

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) こどもの活動の場やこどもの居場所の確保 | (2) 心をはぐくむ教育の充実 |
| (3) 支援が必要なこどもの教育環境の整備 | (4) 親になるための学習環境の整備 |

基本施策 2 こどもや親の 心身の健康づくり

各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援するとともに、出産前からの各種健診を通じてこどもや親の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図るなど、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない一体的な支援に取り組みます。

施策

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 出産や育児不安への相談体制の充実 | (2) 健康診査・保健指導・医療体制等の充実 |
| (3) 健康教育・思春期保健の推進 | |

基本施策 3 仕事と子育てを 両立できる環境の整備

女性の就業率の上昇により共働き家庭が増加している中で、子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりが重要となっています。子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子育てに関する各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に努めます。

また、各家庭の就労状況に合わせた支援や教育・保育の量を確保するとともに、家庭や職場等において子育てについて助け合う意識の醸成に努めます。

施策

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 子育ての経済的支援 | (2) 多様な子育て支援サービスの充実 |
|---------------|---------------------|

基本施策 4 地域全体での 子育て支援の推進

安心してこどもを産み、こどもの健やかな育ちを支援するため、こどもを社会で育てる意識の醸成を図るとともに、コミュニティや地域活動団体等と連携し、地域社会全体で協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子育て支援サークルやボランティアなどの活動の充実に努め、保護者同士のつながりを確保します。

さらに、関係機関やボランティアの方々と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行い、事故や犯罪の被害に巻き込まれないよう、教育を行います。加えて、交通事故や犯罪などからこどもを守るため、地域社会全体でこどもの安全を見守る体制を推進します。

施策

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 地域活動の推進 | (2) こどもの安全の確保 |
| (3) 地域における子育てネットワークづくり | (4) こどもを社会で育てる意識の醸成 |

基本施策 5 社会的な配慮が必要な 子ども・子育て家庭への支援

こどもの貧困対策として、関係機関・地域と連携を強化しながら、「教育・学習支援」、「生活支援」、「保護者等への就労支援」、「経済的支援」を総合的に推進します。また、ひとり親家庭など社会的な配慮が必要なこども、発達や障がいなどで支援が必要な子ども・子育て家庭に対し、経済的な負担軽減を図るとともに、適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

さらに、虐待からこどもを守り、安心して生活できるよう、警察や医療機関などの関係機関と連携し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

施策

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) こどもの貧困対策の推進 | (2) ひとり親家庭等の自立支援 |
| (3) 障がい児等支援対策の推進 | (4) 児童虐待の防止 |

Point 基本理念達成に向けての視点

施策の推進にあたっては、以下の3つの視点を基本として、行政において計画を推進するとともに、住民一人ひとりや関係団体・機関等と連携を図りながら、施策の具現化に努めていくことが重要です。

こどもの育ちの視点



親としての成長の視点



地域社会で支える視点



子ども・子育て支援法に定める事業計画

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

本町では前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育の提供を行います。

教育・保育事業の認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども	幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所(園)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所(園)、地域型保育施設
子ども誰でも通園制度	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能	(小規模保育施設、家庭的保育施設)、認可外保育施設

地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業内容
利用者支援事業	家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整等を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
妊婦健康診査	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を行う事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業。
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業。
一時預かり事業	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業。
延長保育事業	保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
実費徴収に係る補正給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。
子育て世帯訪問支援事業	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業。

教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定・2号認定(幼稚園)	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	563	554	521	480	469
1号認定		412	405	381	351	343
2号認定(教育希望)		151	149	140	129	126
②確保方策	人	710	650	650	650	650
幼稚園		0	0	0	0	0
施設型給付を受けない幼稚園		710	650	650	650	650

2号認定(保育所・認定こども園)	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	300	296	278	256	250
②確保方策		337	337	337	337	337
保育所		332	332	332	332	332
認可外保育施設		5	5	5	5	5

0歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	61	59	57	56	54
②確保方策		64	64	64	64	64
保育所		48	48	48	48	48
地域型保育事業		16	16	16	16	16
認可外保育施設		0	0	0	0	0

1歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	91	94	90	88	85
②確保方策		102	102	102	102	102
保育所		69	69	69	69	69
地域型保育事業		33	33	33	33	33
認可外保育施設		0	0	0	0	0

2歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	110	103	107	103	100
②確保方策		127	127	127	127	127
保育所		92	92	92	92	92
地域型保育事業		35	35	35	35	35
認可外保育施設		0	0	0	0	0

乳児等通園支援事業	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	—	144	144	144	144
0歳児		—	24	24	24	24
1歳児		—	60	60	60	60
2歳児		—	60	60	60	60
②確保方策	延人	—	144	144	144	144
0歳児		—	24	24	24	24
1歳児		—	60	60	60	60
2歳児		—	60	60	60	60

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
利用者 支援事業	基本型	施設数	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関		1	1	1	1	1
	特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	合計		3	3	3	3	3
妊婦等包括相談支援事業	延べ回数	543	522	510	498	480	
地域子育て支援拠点事業	延べ人数	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786	
妊婦健康診査	実人数	181	174	170	166	160	
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	181	174	170	166	160	
養育支援訪問事業	実人数	18	17	17	16	16	
子育て短期支援事業	延べ人数	9	9	9	9	9	
ファミリー・サポート・センター事業	延べ人数	68	64	62	60	57	
一時預かり事業	延べ人数	19,388	18,209	17,685	16,973	15,862	
延長保育事業	実人数	374	367	354	334	325	
病児保育事業	延べ人数	243	234	224	214	209	
放課後児童健全育成事業	実人数	374	361	348	344	326	
実費徴収に係る補足給付事業	実人数	84	84	84	84	84	
子育て世帯訪問支援事業	延べ人数	30	30	30	30	30	
産後ケア事業	延べ人数	92	89	87	85	82	

今後の量の見込みに対応する提供体制の確保を進めつつ、更なるニーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。

● その他の事業の方向性 ●

- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のため、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要です。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要なこどもや家庭に関する状況把握、対応の検討を通して、要保護児童対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子ども・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 児童育成支援拠点事業については、現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。
- 親子関係形成支援事業については、現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。